

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年五月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 許可番号

令和七年八月十四日

指令川建セ第〇七〇〇六〇号

二 検査済証番号

令和八年五月八日

川建セ第〇八〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字鳩山下二千十二番三、二千十二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井二千十二番地三

小峰 涼壱